

判例に学ぶ事故防止と事故後対応

ケース④

老人保健施設での夕食で提供されたこんにゃくを喉につまらせ、隣接する病院に搬送され処置を受けたが、死亡した76歳男性。

ケース

軽度の認知症で、俳諧、失禁などがみられる76歳の男性が、3か月の予定で老人保健施設に入所した。その約1月後に、夕食で提供されたこんにゃく（小さく切り分けてある）を喉につまらせた。

当時40人の利用者が食事をしており、介護職員3名が食堂内を巡回して、その都度必要な介護を提供していた。

直後に3人の職員が駆け寄り、救命救急措置を開始、すぐに隣接する病院に搬送して、こんにゃくを取り出し治療を施したが死に至った。

施設側の主張

遺族側は、こんにゃくは栄養価に乏しく、誤嚥の危険性がある食材であり、その提供自体が過失と主張したが、誤嚥を防止するために、小さく切り分ける配慮をしており、自立を目的とする施設であることから、一般的に食べられている食事の提供はその目的に合致している。

食事中には複数の介護職員が巡回をしていた。また誤嚥発生時には適切な対応ができるよう訓練を行っており、今回も早期に対応することができた。

ワーク

裁判所はどのような判断をしたのでしょうか？

グループで話し合ってみましょう。

- ポイント
- ①自立が目的なので一般的な食材であるこんにゃくも提供した
 - ②こんにゃくは誤嚥のリスクを考慮して切り分けた
 - ③複数の職員が巡回をし、異変に気付いて迅速に対応ができた
 - ④緊急時の救命救急措置の訓練を行っていた

判決

施設側に過失はなかったとして、遺族の損害賠償請求を棄却した。遺族は控訴したが、控訴審では、見舞金的解決金100万円などで和解が成立した。

判決の理由

こんにゃくは、身体のコンドィションを整えるために有用な食材であり、単に誤嚥の危険性があるという一事によって、食事に供したこと自体に過失があるとは言えない。

当時の入所者40名は、自分自身で食事ができたので、介護職員3人が食堂内を巡回し、その都度必要な介護を提供しており、誤嚥発生直後に3人の職員が救命救急措置を開始していることから、職員の監視体制が不徹底で妥当性を欠くものであったとは言えない。

※食材により付き添っての摂取が必要な入所者については、料理を事前に取り除いておく措置もしていた。

救命救急措置は介護に関する資格取得の際に習得しており実技の経験もあった。施設では、救命救急措置の訓練を行っており。施設側の過失を認めるに足る証拠はない。

ワーク

利用者から訴えられた介護事故裁判例の中で、施設側が勝訴した珍しい事案です。

判決の結果をどのように考えますか？

みなさんの日常業務を振り返って改善すべきことが無いか？

グループで話し合ってみましょう。

補足

本事案では、原告である遺族側が、入れ歯をさせない状態で食事をさせ、口からゴルフボール大のこんにゃくが2つ出てきた、という虚偽の供述をしていた、という背景もありました。

参考文献

- 1) 賃金と社会保障, No. 1303, P. 60~79, 旬報社, 2001.
- 2) 菊池馨実: 介護事故関連裁判例からみたリスクマネジメント
増田雅暢, 菊池馨実編著: 介護リスクマネジメント, P. 189, 旬報社, 2003.
- 3) 前掲 1), P. 70.
- 4) 大橋謙策: 「統合科学」としての社会福祉学研究と地域福祉の時代」
日本社会福祉学会編: 社会福祉学研究50年—日本社会福祉学会のあゆみ, P. 72, ミネルヴァ書房, 2004.

教材作成

東北福祉大学 総合福祉学部

准教授 菅原好秀

お疲れ様でした。